

## 平成 25 年司法試験 答案構成

### 設問 1

#### 1 結論

確認の利益を欠く・不適法

#### 2 理由

##### (1) 原則論

確認の利益一般

確認対象の適切性

→現在○・過去×

##### (2) 昭和 47 年判例

形式上過去 but 適法

→多数の財産・派生紛争の抜本的解決

⇒現在確認より適切

##### (3) 訴訟 I について

訴訟 I

→単一の財産・派生紛争なし

→現在確認のほうが適切

⇒対象選択不適切

### 設問 2

#### 1 結論

被告適格なし・不適法

#### 2 理由

##### (1) 当事者適格の判断基準

定義・判断基準

##### (2) 昭和 51 年判決

管理処分権・法定訴訟担当

##### (3) 訴訟 II について

所有権移転登記経由済み＝遺言執行終了

→D管理処分権を喪失

⇒D被告適格なし

### 設問 3

#### 小問(1)

①被相続人の死亡

- ②①時点における被相続人の当該特定財産の所有
- ③当該主張者が相続人であること

#### 小問(2)

- ② = J もと所有 + J F 売買
- J F 売買はHのみ主張・弁論主義違反？
- 主張共通
- ⇒判決の基礎とできる

#### 設問 4

##### 1 結論

Hの主張は認められない

##### 2 理由

###### (1) 原則論

訴訟物の判断・114 I

前訴既判力「Gの乙所有権の不存在」

→共有持分権の主張⇒既判力に抵触

###### (2) 平成 10 年判決

既判力によっても防止できない紛争の蒸し返しを信義則により防止

###### (3) 信義則による既判力の縮小

紛争の蒸し返しでない・再度審判すべき合理的理由がある場合

⇒既判力の縮小可

前訴＝一部認容判決すべき事案

→蒸し返しではない・裁判所の負担やむを得ない

被告の紛争解決への期待なし・矛盾行動

⇒既判力の縮小可能